

人権の約束事運動「ほっとハート北九州」マスコットキャラクター着ぐるみ等貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、人権の約束事運動「ほっとハート北九州」マスコットキャラクターの着ぐるみ及び広報用のぼり（以下「着ぐるみ等」という。）の貸出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出条件)

第2条 着ぐるみ等の貸出は、次の各号に該当する者が、あらかじめ「マスコットキャラクター着ぐるみ等使用申込書」（様式1）を着ぐるみ等管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を得た場合に限る。

- (1) 人権の約束事運動「ほっとハート北九州」の参加登録団体
- (2) 人権の約束事運動「ほっとハート北九州」への参加登録の申込を受理された団体
- (3) 北九州市役所各部署
- (4) その他管理者が適当と認める者

2 前項の承認は「マスコットキャラクター着ぐるみ等使用承認書」（様式2）の交付により行う。

(使用料)

第3条 使用料は無料とする。

(使用基準)

第4条 管理者は、前条による使用申込みが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、使用を承認しないものとする。

- (1) 人権の約束事運動「ほっとハート北九州」又は人権についての正しい理解の妨げになると認められるとき。
- (2) 人権の約束事運動「ほっとハート北九州」マスコットキャラクター又は北九州市のイメージを損なうと認められるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (4) 特定の政治又は宗教活動を目的とすると認められるとき。
- (5) 管理又は使用が不適切な方法によりなされるおそれがあると認められるとき。
- (6) 使用申込者が暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体等である

とき。

- 2 使用を申し込む者は、使用承認にあたって、団体等が前項第6号に該当しないことを確認するために、関係する行政機関に照会することに同意するものとする。

(承認の取消)

第5条 管理者は、使用承認後であっても、前条の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、承認を取り消し、使用を差し止め、直ちに返却を求めることができる。

(管理者の責任)

第6条 前条の場合において使用者が被った損害に対して、管理者はその責を負わない。

- 2 使用者が、着ぐるみ等の使用によって被った損害又は第三者に与えた損害に対して、管理者はその責を負わない。

(使用者の責任)

第7条 貸出中の着ぐるみ等の管理については使用者が責任を負う。破損又は汚損が生じた場合は、管理者の指示により、使用者の責任と負担で補修又はクリーニングを行ったうえで返却しなければならない。

- 2 前項の補修又はクリーニングを管理者が行った場合においても、管理者は当該経費の負担を使用者に求めることができる。

(管理者)

第8条 管理者は、北九州市保健福祉局人権推進センター所長とする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみ等の貸出について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。